

## 【令和3年度第1回鎌倉市男女共同参画推進委員会会議録】

1 日 時：令和3年（2021年）11月26日（金）

午前9時30分から午後11時まで

2 場 所：鎌倉市役所本庁舎1階人権等相談室 オンライン会議

3 出席者：【委員】佐藤委員長、米澤副委員長、小山内委員、原田委員、中里委員

【事務局】比留間部長、関沢担当課長、嶋職員

※ 傍聴者 なし

### 4 議題

- (1) かまくらジェンダー平等プラン【鎌倉市男女共同参画計画（第3次）】の策定について
- (2) その他

### 5 配付資料

- (1) 会議次第
- (2) 【資料1】鎌倉市男女共同参画推進委員会委員及び事務局名簿
- (3) 【資料2】かまくらジェンダー平等プラン【鎌倉市男女共同参画計画（第3次）】策定について
- (4) 【資料3】素案（案）
- (5) 【資料4】かまくら21男女共同参画プラン（第2次）改訂版
- (6) 【資料5】体系図

### 6 会議の概要

オンライン会議システムにより、出席者の音声即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる状態となっていることを確認して、開会した。事務局及び各委員の自己紹介の後、委員長が佐藤委員に、副委員長が米澤委員に決定した。その後、「鎌倉市男女共同参画計画（第3次）の策定について」諮問を行った。会議の公開、傍聴者の取扱い、会議録等の取扱いについて確認した後、議案の審議に入った。

### 7 議事

事務局：「かまくらジェンダー平等プラン【鎌倉市男女共同参画計画（第3次）】について説明いたします。（資料1）かまくらジェンダー平等プラン【鎌倉市男女共同参画計画（第3次）】策定について をご覧ください。

本市では、性別による差別を解消し、個人一人ひとりの能力が活かされ、社会のあ

らゆる分野における男女共同参画社会の実現を目指して、「男女共同参画推進計画」を定め、男女共同参画の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に実施してまいりました。このたび、平成 24 年 3 月に策定した「かまくら 21 男女共同参画プラン（第 2 次）」の 10 年間の計画期間が終了するため、次の 10 年間に向けた第 3 次プランの策定を行います。第 3 次プランについて委員のみなさまからご意見を頂戴したいと思っております。

## 2. 第 3 次プランの基本的な考え方 をご覧ください。

1 つめ、生物学的に性別を捉えるのみならず、社会的・文化的に形成された性別でもある「ジェンダー」における公平性を求め、性別による役割やその相互関係の平等を目指す考えに基づき、また多様な性を認め合い、すべての人が安心して自分らしく暮らすことのできる社会を目指し、「ジェンダー」という言葉を用い、名称も「かまくらジェンダー平等プラン【鎌倉市男女共同参画計画（第 3 次）】」とします。

2 つめ、第 2 次プラン策定の基本的な考え方はそのまま踏襲し、国が令和 2 年 12 月に策定した「第 5 次男女共同参画基本計画」及び県が平成 30 年 3 月に策定した「かながわ男女共同参画プラン（第 4 次）」の内容を反映し、修正を行います。

3 つめ、第 3 次プランは、令和 4 年度～令和 13 年度の 10 年間とし、状況の変化や、国が 5 年ごとに見直す「男女共同参画基本計画」に合わせ、中間で改定を行う予定です。

## 3. ジェンダー平等プランの特徴 について説明します。

SDGs 達成への取組と、4 つの視点を踏まえてプランを作成します。

(1) 本市では、すべての人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関りを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる共生社会の実現を目指しております。令和元年度の本委員会にてご意見をいただき制定しました「鎌倉市パートナーシップ宣誓制度」をはじめ、多様な性の理解促進と性的マイノリティの方々の支援に取り組めます。

(2) 東日本大震災等、これまでの災害において、性別によるニーズの違いなどが配慮されないといった課題を踏まえ、国は、地方公共団体が災害対応に当たって取り組むべき事項をまとめたガイドラインを令和 2 年 5 月に作成しています。ジェンダー平等の視点を取り入れた災害対策に取り組めます。

(3) SNS を中心に性被害の経験等を告発する社会運動が国内外で高まっており、国は、性犯罪・性暴力の根絶に向けて、関係府省が連携して取り組む政策・施策の検討や実施の具体的な方針や時期を示す方針を令和 2 年 6 月に作成しています。性犯罪・性暴力は重大な人権侵害であり、根絶に向けた対策を推進します。

(4) 新型コロナウイルス感染症の拡大は、DV の深刻化や就労実態の悪化による貧困などの負の影響とともに、オンラインを活用した働き方や男性の在宅時間の増加など、新たな日常へと変化をもたらしています。新型コロナウイルス感染症拡

大による様々な影響をプランに反映します。

裏面をご覧ください

国の第5次男女共同参画基本計画では、8つの課題等をあげています。

第3次プランでは、5.構成に示すようにこの8つの課題を踏まえた内容としています。

6 策定の進め方をご覧ください。

本委員会、市民団体であるアンサンブル21の各委員からご意見をいただき、また、関係各課と調整しながら、素案の確定を行います。年明けにパブリックコメントを行い、市民のみなさまからご意見をいただき、プランの確定を行います。

続きまして、(資料2)素案(案)をご覧ください。

1ページをお開きください。第1章「プランの概要」として、

- 1 プラン策定の趣旨
- 2 プランの名称
- 3 プランの位置づけ
- 4 プランの期間
- 5 プラン策定の背景

について示しています。

3ページの「5 プラン策定の背景」ですが、これまでの歩みを35ページの資料3にまとめ、こちらには、主だった背景や最近の流れを示しています。鎌倉市については、1ページの「1 プラン策定の趣旨」にこれまでの歩みを示しつつ、5ページからは「現状と課題」を表やグラフを用い、分かりやすく表しました。15ページのコロナによる影響は、市のデータが取れなかったため、国のデータを引用しています。

では、16ページをお開き下さい。第2章「プランの内容」として、

- 1 基本理念
- 2 目標
- 3 体系図

について示しています。

19ページ「3 体系図」をご覧ください。第2次プランの目標を引き続き進めつつ、目標や方針の入れ替えを行っています。合わせてA3の資料5をご覧ください。

「目標Ⅰ ジェンダー平等社会実現への理解促進」は、第2次プランの目標4にあたる部分ですが、本プランの基盤となることから、目標1に位置付けました。また、「多様な性の尊重」を方針2としました。

「目標Ⅱ 意志決定の場でのジェンダー平等の推進」は、第2次プランの目標1にあたる部分です。目標2では、鎌倉市における審議会等への女性委員の登用について更なる推進を図ります。

「目標Ⅲ 安全・安心に暮らせる社会の実現」は、第2次プランの目標2にあたる部分です。本プランでは、「性犯罪・性暴力対策の推進」を方針3に、「防災分野におけるジェンダー平等の推進」を方針4としました。

「目標Ⅳ ワーク・ライフ・バランスのための環境づくり」は、第2次プランの目標3にあたる部分です。目標Ⅳは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に定める市町村推進計画となります。

「目標Ⅴ 配偶者等に対する暴力の根絶」は、第2次プランの目標5にあたる部分です。目標Ⅴは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）に定める市町村基本計画となります。

21 ページをお開き下さい。第3章「施策の展開」として、5つの目標の方針ごとに施策の方向性を示しています。関係各課の事業と密接な部分となりますので、これから各関係課と調整を行っていく中で、文言等の修正があるかと思いますが、方向性に間違いがないか、足りないものはないか、ご意見をいただけたらと思います。

最後になりますが、33 ページに第4章として、推進体制の充実について、また、34 ページ以降に資料を添付しております。以上で説明を終わります

委員長：ただいまの事務局のご説明につきまして、ご質問、ご意見をお願いいたします。

事務局：委員長よろしいでしょうか。全体の話としまして、今回の第3次は国の第5次のプランを、今説明しました様に、踏襲しながらこれまでの内容をリニューアルしていくということを考えております。鎌倉市としましてもSDGsという大きな目標を掲げておりますので、それに合わせた中で今回の第3次のプランを練り直している。根本的なものとして見ると、中身の入れ替えというか、第2次から第3次へ、内容は時点修正程度になるのかなという組み立ての仕方をさせていただいております。新たに出て来ている、例えば感染症の問題や性犯罪の対策の推進や災害の分野でのジェンダー平等の推進ということで、ここに関しては説明がありましたが、前回第2次を作った時は東日本大震災の前でありました。東日本大震災の時に避難所などで女性の扱いが希薄になっていたということがあったと報告されています。この先いつ起こるか分からない災害ですが、市も事前に計画に組み込みながら男女共同参画の中に埋め込んで、防災の推進プランに反映させていただいて、実行に移していただきたいと思っているものを入れております。資料5がありますが、ここで全体を第2次と第3次との組み合わせということで、分かりやすくまとめさせていただいております。まず皆さんの意見を聞かせていただいて、今日だけではなくて、時間を取って、ご意見があるものはメール等で受けたいと思っておりますし、修正を加えた中でパブリックコメントをやっていく予定です。パブリックコメントの前に委員から言われた内容の修正や新たに加えたものを説明させていただく委員会をもちまして、パブリックコメント案を固めていこうと思っております。

今日の段階で固めているように見えますが、まだまだ皆さんからご意見をいただきたい。素朴な疑問や発想のほうが必要だと思っております。次回、より細かい話でも良いですし、メールや電話でも結構ですので、また後日でも良いと思っております。今日は屈託のないご意見を宜しくお願いいたします。

委員長：私からコメントさせていただいてよろしいでしょうか。全体的に良く勘案されていて、内容が良く構築されていると思います。前回も示していただいて、鎌倉市の色々なデータがございまして、性別役割分担意識から始まって、最後に国のデータということですが、ワーク・ライフ・バランスを考えた時に、ワーク・ライフ・バランスと少子化の抑止や性別役割分業の固定化が長い間女性の経済力を低減させて来て、それが女性の資産形成が出来ていないことにも繋がっています。そういったことが 100 年ライフの中ですべて連鎖しているということを考えていきたいと思っています。第 2 次と第 3 次のところで、目標Ⅲの安全・安心に暮らせる社会の実現ですが、以前の心豊かに暮らせる地域社会の実現からの移行になりますが、今回の方針 1 の生活の安定と福祉の充実のところで、ふたつ目のひとり親家庭や外国人等への支援、取り組みが今回はまとめられています。ひとり親家庭への支援と外国人の方々への支援ではかなり内容が色々な意味でまとめることは難しいと思いました。このあたりはご検討いただけたらと思います。第 2 次の時に目標 2 の中で 21 ページの高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けるために運用制度の見直しやセーフティネットの整備とおっしゃっていますが、全体的に第 3 次のところで、いわゆる働く女性の社会進出や管理職の登用など、その様な観点が比較的強調されていて、ジェンダー平等ということは 100 年ライフの中で高齢者にとっても非常に重要な事項ですので、このあたりをまたご検討いただければと思います。私からは以上です。

委員：委員長よろしいでしょうか。

委員長：はい。

委員：まず、いただいた資料で、資料 2 の今回の策定について簡単にまとめられている紙が非常に良くできていました。恐らくなのですが、今回が前回と違うのは、男女共同参画ではなくて、ジェンダー平等という言葉になったことだと思います。これは名称の話だけではなくて、基本的な考え方が変更になっていることだと思います。資料 2 を拝見して非常に基本的な考え方が良いなと思って、本編、素案を拝見したのですが、素案はジェンダー平等という言葉について、例えば 1 ページでプランの名称、名称を変えるのだということでご説明をされている。その後とびまして、このプランの精神というか考え方という 16 ページの基本理念になると思いますが、ここで鎌倉市男女共同参画推進条例を掲げられておられます。こちら男女、男女という言葉が頻出するのです。条例自体が平成 19 年に制定されているものなので、どうしてもギャップがあると思うのですが、冒頭で名称が変わっ

ていて、精神が、基本理念が条例だ、男女、男女という言葉が出ると、そもそもこれはどういうプランなのかというというふうに一瞬ギャップが生じました。ですので、恐らくなのですが、第2次の改訂版にあるように、策定の基本的な考え方という項目が必要なのではないかと考えています。例えば基本理念のところにお書きになるとか。あるいは1ページのプランの名称のところについて、名称という話ではなくて、プランの基本的考え方、プランの名称というふうに付けていくかだと思います。参考にお隣の藤沢市が今年の3月にまとめられたプランも確認したのですが、こちらはたぶん条例がないのだろうと思うのですが、項目として男女平等から男女共同参画そしてジェンダー平等へという項目を立てておられます。考え方が変わっていくということを知りやすくすることと、根拠の条例であるということ掲げることが、ギャップを埋める説明がプランには必要なのではないかと思いました。非常に大きな考え方の転換だと思いますし、生物学的な性別に囚われないということ掲げられるのであれば、もっとアピールをされても良いのかなと思いました。各論については非常に丁寧にまとめられていると思うのですが、一点だけ、委員長もおっしゃった25ページの外国人についてですが、非常に些末なことなのですが、外国人という表現が良いのかという意見があります。外国籍市民という言い方をされている自治体が非常に多いので、外国人というカテゴライズをするような表現についてもセンシティブであった方が良いのではないかという意見を持ちました。意見としては以上です。特に質問はございません。

委員長：ありがとうございます。他にご意見をお願いできますでしょうか。

委員：今おっしゃったように私もジェンダー平等プランという名前が変わったことで、とてもしっくり来るというか自分の感覚に合う名前だなと感じました。資料3の1ページにプランの目標の変遷が書いてあると思いますが、最初は「かまくら女性プラン」という名前から始まって、男女という名前が入って、ジェンダーと変わっていくというので、正直、女性の社会参画が進んでいなかったという時代を私はあまり生きていないので、ジェンダーという言葉になって、ようやく自らどういうことを進めていったら良いのかというイメージが湧いて来たなと思いました。とても良いなと思いました。今まで読んだ記事で女性だけでなく、男性についても男性らしさというものを問われるということがお辛い時もあるという記事を読んだので、女性の社会的地位を上げていくことだけではなくて、男性の思いやそういったものを性別を超えて話していけるプランになるのかなと思いました。個別のところについて思いましたが、目標2のところ、ページでいうと資料3の23、24になると思いますが、意思決定の場でのジェンダー平等の推進のところ、前回までの会議では審議会への女性委員の割合がなかなか増えませんかというお話があったと思うのですが、審議会のメンバーを決めていく方法が審議会によって違うというお話があったかと思っていて、鎌倉市が決められるわけではなくて、審議会にご

参加の団体で決まってくるものだから、関わりが難しいというお話が多かったかなと思ひまして、そう思うと私の感覚からすると、鎌倉市職員の管理職の女性比率を上げていくということにもう少しフォーカスされる方が現実的というか、出来ることがもう少し多いのではないかと思ひまして。なかなか管理職の割合を増やしていくのは1年、2年で出来ることではないと思うので、10年プランの中でもう少しそこにフォーカスされて、女性の管理職の職員を増やしていくことにもう少しフォーカスされた方が現実的なのかなと少し思ひました。審議会への声かけはずっと続けていくのだと思ひますが、声をかけ続けるということで、引き続きやっていくというのも良いのかなと思ひました。以上です。

委員長：ありがとうございます。他にご意見、コメントや質問をお願い致します。

委員：先ほどのご説明の中で、新型コロナが今回新しい案件として組み込んでいただけたのかなと思ひています。この中で新型コロナに対するグラフだけが全国版の資料というかたちだと説明されたと思うのですが、これは素朴な話で、鎌倉として調査する機会がなく全国版を運用されたということなのか、もっと近い全国ではなくて神奈川とか、そういうところは無かったのかと疑問に感じたので質問させていただきます。

事務局：鎌倉市でコロナに関して、またジェンダー平等という視点でアンケート等を取ることが予算の問題もありまして出来ずにあります。ジェンダー平等というところでは、国の「第5次男女共同参画基本計画」策定に向けた議論に反映した、「コロナ禍の女性への影響と課題に関する研究会報告書」というものを付けさせていただきました。県でまとめているものがあるかどうか調べていなかったもので、次回までに調べまして、もし、そちらの方がより鎌倉市に近いかたちの資料になっていましたら、差し替えをさせていただきたいと思ひます。

事務局：資料が膨大なもので読んでいただいて、気づいた点がありましたら、後日メールでも電話でもかまいませんので、ご意見いただけましたらと思ひております。2週間以内にご意見をいただけたら助かりますので、宜しくお願い致します。では、議題2、その他について説明をさせていただきます。今後の予定になりますが、本委員会でごいただきましたご意見とこれからアンサンブル21という市民団体からご意見もいただきまして、また庁内の各関係課にも照会をかけた上で意見をいただき、素案の修正を行いたいと思ひております。次回修正した素案をまたこの委員会で確認をしていただき、ご意見をいただきたいと思ひております。時期としては12月下旬頃にまたオンラインにて開催したいと考えておりますが、オンラインでよろしいでしょうか。日程についてはまた事前にメール等で連絡を取らせていただきまして、皆様のご都合に合わせて日時を決めさせていただきますので、どうぞ宜しくお願い致します。

委員長：それではこれをもちまして、第1回鎌倉市男女共同参画推進委員会を修了致します。

お疲れ様でした。